

ビルメン賠償の対象事故について(P1～6)
通退勤途上及び移動中の事故について(P7)

ガッツ株式会社 小林 康宏

〒732-0801

広島県広島市南区東駅町 1-6-14 1階

TEL: 082-236-7997 FAX: 082-236-799

1. ビルメン賠償の対象事故について

<ビルメン賠償の対象となる事故について>

(1) 日常清掃

(損害額)

室内清掃	客室清掃中、洗面所の水道を流したままにして、オーバーフローして汚損	2, 415, 000
トイレ清掃	便器の黄ばみを取る漂白剤をトイレ使用者が吸い込みの、のどを痛めた	380, 000
床手入れ	ポリッシャーの制御不能のため柱に衝突	189, 500
床清掃	清掃中、水がはね商品を汚損	29, 900
日常清掃	病院の清掃時、内視鏡を接触・落下させたためカメラが狂う	724, 359
紙屑処理	ゴミ台車が、患者に衝突して転倒負傷	2, 313, 141
床清掃	清掃のモップが通行人に当たる	115, 000
廃棄処理	商品をゴミと間違えて廃棄	114, 984
床清掃	掃除機の電源コードに通行人が引っかかり転倒	2, 006, 014
トイレ清掃	小便器清掃中、トラップを誤って落としたため破損	253, 260
清掃準備	預かったマスターキーを紛失	1, 002, 225

(2) 定期清掃

床面洗浄	清掃の為ゴミ箱を移動した時、壁面のクロスを破損	775, 685
床面洗浄	作業用カートが、壁、ドアに衝突して破損	974, 350
壁面洗浄	洗浄作業時に、使用した洗剤のアルカリ度が高く焼きつけを起こす	3, 245, 000
ドア清掃	入口を拭き掃除した時、水がドア開閉制御機に入り破損	75, 000
床面洗浄	清掃中、壺を引っ掛けて転倒させ破損させた	290, 000
空調清掃	ダクトを清掃中、脚立から落ちクッキングヒーターを破損	135, 135
ワックス塗	床ワックスのため、機材を移動中転倒破損	779, 625
定期清掃	芝刈り中、石をはねてフロントガラスを破損	82, 558
定期清掃	ユニットバス清掃中、汚れがひどいためスコッチでこすり破損	813, 830
定期清掃	欄間を清掃中、脚立から落ちるときに本聚楽の壁を傷つけた	619, 475
ガラス清掃	窓ガラス清掃中、移動式足場から窓枠に移った際、落下破損させた	399, 500
フィルター交換	交換時にフィルターを落とし、ガラス陳列棚や婦人服破損	404, 120
清掃準備	清掃機材の荷降ろし中、手がすべり門柱、ブロックを破損	235, 000
エアコン清掃	エアコン洗浄後動かなくなり、プリント基板を交換	21, 326
ガラス清掃	ミラーガラスの洗浄で、薄膜を傷つけた	2, 811, 900
ブラインド	ブラインドをはずして清掃中、干していた上を歩いた	298, 700
絨毯清掃	絨毯クリーニング中、絨毯を巻き込み破損	63, 500

(3) 剥離作業

剥離作業	剥離剤に足をとられ入院中の患者が転倒骨折	5,072,638
剥離作業	フローリングの床を削ってしまい光沢が消滅	829,080
剥離作業	剥離作業後、剥離剤を薄めずに流し、合併浄化槽を白濁させ、汲み取りをして、再注入	4,101,300
剥離作業	剥離作業で、Pタイルが浮き上がる	693,000
剥離作業	剥離作業時、養生ミスでショールームの展示品を汚損	1,441,940
定期清掃	剥離作業中、残業の社員が知らずに通り転倒	16,733

(4) 配膳作業

配膳業務	配膳車を壁とエレベーターに当てる	534,400
配膳業務	配膳車をエレベーターの背面パネルに衝突させた	390,000
配膳業務	配膳車が収納室の壁を破損	380,000

(5) 特別清掃 予定外の行事や突発的な事情により特別に行う清掃の事。

新築清掃	新築引渡し清掃時に、漏水事故でエレベーターが破損	1,565,000
草刈作業	芝刈り中、石をはねてガラスを破損	1,040,000
退去清掃	備付の天井照明、カーテンを誤ってゴミ処理業者に渡した	345,019

(6) 設備管理業務

設備管理	電源の消し忘れたため加熱で機械を破損	376,000
設備管理	運転手順を間違え空調を凍結させた	963,350
設備点検	天井内の機器を点検後、足を踏み外し天井板を破損	197,620

(7) 保安業務

保安業務	閉店のためシャッターを降ろした時ドアがあり、シャッターを破損	12,453,000
防災業務	スプリンクラー点検中、手順を間違え不時放水、ホールの緞帳、什器、備品を水濡れさせた	8,060,040
防災業務	消火栓の放水試験中、ホースが外れて商品を水濡れにした	374,650

(8) 衛生管理業務

給水管理	受水槽清掃中に受水槽下の配電盤に水が入ってショート	242,000
給水管理	トイレ洗面台の詰まり、修理中配管を破損	73,500

<ビルメン賠償の対象とならない事故について>

- (1) 自動車事故は支払えません・・・自動車保険などで補償
 - × 業務での自動車事故、従業員の通勤での自動車事故などの自動車事故
 - × 高所作業車での事故
 - × 駐車場で、警備中の自動車事故

- (2) 役員、従業員などの労災事故・・・政府労災・業務災害保険などで補償
 - × ビルメン従業員などの労災事故、自動車事故によるケガなど
 - × ビル内勤務者、他社従業員の労災事故で、ビルメンメンテナンス業務上責任の無い事故

- (3) 施設の構造上の欠陥・瑕疵による事故・・・施設賠償保険などで補償
 - × タイル落下事故、手摺などの強度不足など施設の欠陥・瑕疵による事故
 - × 管理物の性質、瑕疵、消耗、劣化によるもの
(例)パッキンの劣化・絨毯の縮み・腐食など

- (4) 警備業務事故は払えません・・・警備業者賠償保険などで補償
 - × 警備業法に定める警備業務の事故

- (5) ビルメンテナンス業務に使用する機械器具類などの損傷、紛失、盗取
 - × 作業現場内で使用中の機械、器具、道具、材料、資材、部品など
(例)ポリッシャー、清掃用ゴンドラ、草刈機などの損壊
 - × 所有、使用する財物

- (6) 約款上、対象外と列挙されているため払えない
 - × プラントやタンク・パイプラインでの事故
 - × 電気・ガス供給施設・高圧ガス施設の事故

- (7) 財物と定義されていない為、払えない
 - × 電気の漏出事故財物とは空間を占有する固体、液体、気体と定義されている

- (8) 賠償責任保険で 絶対免責にしているため払えない
 - × 地震、噴火、洪水、津波などの天災
 - × 戦争、テロ、暴動、労働争議
 - × 故意による事故
 - × 騒音、排水、排気、塵埃など

2. 業務中現場への移動中及び通退勤途上の事故の対応について

(1) 自転車事故

現場への移動中 ⇒ 事業主の責任を追及される可能性有

対策 ⇒ 使用している全ての事業所に施設所有（使用）者賠償責任保険に加入する。
⇒ 原付バイクの場合は自動車保険にファミリーバイク特約を付帯する。

通退勤途上 ⇒ 本人の支払い能力が無い場合、事業主に損害賠償請求される可能性がある。

対策 ⇒ 個人賠償責任保険または日常生活賠償保険を自動車保険にセット加入する。

(2) 自動車事故

現場への移動中 ⇒ 本人の自動車保険の補償が不十分な場合、事業主の責任を追及される可能性がある

対策 ⇒ 事業主の自動車保険（フリート契約の場合）に従業員所有車両企業賠償特約を付帯する。

現場で他人の車両を借用し、事故

対策 ⇒ 事業主の自動車保険（フリート契約の場合）に法人他者運転危険担保特約を付帯する。